

## 新型コロナウイルス感染症により事業収入が減少した中小事業者等に対する 固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税を軽減します。

詳しくは福岡市HPをご覧ください。

福岡市 コロナ 固定資産税

検索



### 1. 対象者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヵ月間の事業収入の合計額が、前年の同期間の事業収入の合計額と比較して30%以上減少している、次に記載する中小事業者等（※）

（※）「中小事業者等」とは

- （1）資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- （2）資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- （3）常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※次の法人は資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ・同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関特殊営業を営んでいる方を除きます。

### 2. 軽減割合

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヵ月間の 事業収入合計額の前年同期間比の減少割合	軽減割合
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の1

### 3. 対象資産

事業用家屋及び償却資産

### 4. 提出書類（特例申告書は福岡市HPからダウンロードできます）

- （1）特例申告書（認定経営革新等支援機関等による確認が必要です）
- （2）収入が減少したことが分かる書類の写し
- （3）事業所用家屋が対象の場合は特例対象資産一覧
- （4）個人事業主が事業用家屋を所有する場合は、特例対象家屋の事業専用割合を示す書類

※特例申告書は各区課税課及び資産課税課で配布しています。

### 5. 申告期限等

令和3年2月1日（月）

※提出書類は各区の区役所課税課もしくは福岡市役所資産課税課に郵送又は窓口へ提出してください。

（できるだけ郵送でお願いします。なお、特例申告書は区毎に作成してください。）

**事業用家屋に関するお問い合わせ先** 資産の所在する区役所の課税課家屋係にお願いします。

区	電話番号	FAX番号	所在地
東区	645-1033	632-4970	〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号
博多区	419-1034	476-5188	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目9番3号
中央区	718-1047	714-4231	〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号
南区	559-5053	511-3652	〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号
城南区	833-4038	841-2145	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号
早良区	833-4328	841-2185	〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号
西区	895-7021	883-8565	〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号